

④博物館・美術館等（指定管理者・実行委員会等を含む）の申請

愛媛県歴史文化博物館資料特別利用許可申請書

××年 ×月 ×日

愛媛県歴史文化博物館長 様

住所（団体にあつては、所在地）

〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇

申請者 氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

〇〇〇〇博物館

館長 愛媛 太郎

電話番号 0××-000-0000

| | 名 称 | 規 格 数 量 等 | 利 用 等 の 方 法 |
|---|---|--|--|
| 特別利用等に係る博物館資料及び特別利用の方法 | 四国遍路絵図 (目録第xx集 1234-56) <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; color: red; font-size: small;">目録等で、資料番号が分かればあわせて記入（不明の場合は不要）</div> | 1 | 撮影 展示・掲載 <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; color: red; font-size: small;">博物館のフィルム又は画像データを利用する場合は、「原版使用」</div> |
| 特別利用の日時 | 撮影：××年×月×日 13:00 展示：××年×月×日～××年×月×日（××日間） | | |
| 特別利用の目的 | <input checked="" type="checkbox"/> 非営利 <input type="checkbox"/> 営利 | 企画展『〇〇〇〇』（仮）への出展及び 企画展図録への掲載のため（博物館利用） | |
| <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;"> 営利事業者や指定管理者、私立博物館等で、有料の展示に用いる場合は「営利」にチェック ⇒詳しくは次ページ </div> | | <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; color: red; font-size: small;"> 展覧会名、期間等を記載(展覧会の場合、別途開催要領を添付) </div> | |
| 利用責任者 | 氏 名 学芸員 愛媛 花子 住所又は連絡先 同 上 | 電話番号 090-0000-0000 F A X 番号 0××-000-001 | <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; color: red; font-size: small;"> 特別利用の詳細を確認可能な担当学芸員等の連絡先 </div> |
| 注意 1 特別利用の方法は、次のとおりです。 閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載 2 特別利用に係る博物館資料等が寄託されたものであるときは、その寄託者の承諾書を添付してください。 | | | |

注1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

注2 特別利用の目的の欄は、該当する□の中に✓印を付するとともに、特別利用の目的を具体的に記入すること。

<注意事項>

○特別利用の目的

| 区 分 | 対 応 |
|---|----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 公立博物館・美術館（直営施設）・ 非営利法人・団体が運営する博物館・美術館が実施する、<u>入場無料</u>の事業 | 特別利用の目的欄の「非営利」にレ印を入れてください。 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 非営利法人・団体が運営する博物館・美術館が実施する、<u>有料</u>の事業・ 営利事業者が運営する博物館・美術館・ 営利事業者である指定管理者・ 営利事業者を含む展覧会実行委員会 | 特別利用の目的欄の「営利」にレ印を入れてください。 |

営利を目的とする特別利用であっても、博物館等の事業に用いることを目的とする特別利用は、原則として特別利用料が免除されます。詳しくは次ページをご覧ください。

営利目的の特別利用に係る特別利用料の減免について

1 特別利用料の免除

営利を目的とする特別利用の場合、特別利用料の納入が必要ですが、愛媛県歴史文化博物館管理規則第4条及び特別利用料減免に関する取扱要綱に基づき、以下の利用については、必要と認め、特別利用料を減免します。

利用しようとする目的が、免除にあたるかどうか確認したい場合は、事前に担当窓口（学芸課 0894-62-6222）とご相談下さい。

| 項目 | 具 体 例 | 減 免 の 額 |
|--|--|--------------------------------------|
| 歴史文化に関する教育、学術上の調査研究又は啓発のために特別利用をする者で、知事が必要と認めるもの | ・ 学術刊行物への掲載 【学術利用】 | 全額免除 |
| | ・ 教科書への掲載 【教科書利用】 | 全額免除 |
| | ・ 他の博物館等における事業のため用いるとき。 【博物館等利用】 | 全額免除 |
| 博物館の広報に関し効果があると認められる用途に供することを目的として特別利用をする者 | ・ 歴史文化博物館を紹介する記事等への掲載 ・ 歴史文化博物館の事業等を紹介する記事等への掲載 【広報利用】 | 全額免除 |
| 前項に定めるもののほか、必要と認めるとき | ・ 博物館類似施設、各種展示会で使用するとき。 | 全額免除 又は一部減額 (個々の事例ごとに、館長が定める。) |
| | ・ 私企業が、地域貢献のため参加費無料で行う催しに利用するとき。 | |
| | ・ 愛媛県又は愛媛県教育委員会が協力する事業のため利用するとき。 | |
| | ・ その他、他の申請者との間の均衡を失しない範囲内で、館長が特に必要と認めた特別利用 | |

「その他、館長が特に必要と認めた特別利用」は、例えば、以下のような場合を想定していますが、免除の可否や減免の額は、個々の事例ごとに、館長が決定することとなります。

(例)

- ・ 当該資料の寄贈者・寄託者の方が利用するとき。
- ・ 収入を得る事業であっても、採算が度外視されていることが明らかなき。